平成30年度栗駒山火山防災協議会 第1回 幹事会 討議概要

- 1 日 時 平成 30 年 10 月 23 日 (火) 14:00 ~ 16:00
- 2 場 所 岩手県産業会館 7階6号・7号中会議室
- 3 参集者 別添出席者名簿のとおり

4 次 第

- (1) 開会
- (2) 挨拶
- (3) 報告 栗駒山の火山活動状況について
- (4) 議事

ア 栗駒山噴火警戒レベル (案) について イ 栗駒山火山避難計画骨子案について

- (5) その他
- (6) 閉会

5 討議概要

- (1) 栗駒山の火山活動状況について (報告)
 - 資料1により盛岡地方気象台より説明。
 - ・ 火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過している(盛岡地方気象台)。
 - 質疑等、特になし。

(2) 栗駒山噴火警戒レベル(案)について

- ・ 資料2により仙台管区気象台より説明。
- 説明後、質疑応答。

(質疑応答)

- ・ 「レベル3以上の火砕流・火砕サージは、溶岩ドーム崩壊型を想定している」 とあるが、ハザードマップの検討と違うのではないか(伊藤委員)。
- ・ 噴煙柱崩壊方であれば、宮城県側にも火砕流・火砕サージが流下する想定に なると思うが、シミュレーション結果では山体北側のみに流下する想定である。 また、シミュレーションのパラメータでも雲仙普賢岳の火砕流事例を想定して いるとあることから、溶岩ドーム崩壊型想定の記載とした(仙台管区気象台)。
- 栗駒山のマグマ噴火の実績は、爆発的噴火に伴う火砕流であった(土井委員)。
- ・ ハザードマップ検討時には、爆発的噴火に伴う火砕流と溶岩ドーム崩壊型の 2つを併記している。数値シミュレーションでは、土井先生の調査結果に基づ き、爆発的噴火で発生したと考えられる火砕流の分布範囲をもとに影響範囲を 予測した(事務局)。

- ・ レベル3以上の火砕流・火砕サージの噴火様式の表現については、気象台で 後日確認し、修正することとする(幹事長)。
- ・ 水蒸気噴火はレベル2の想定だが、御嶽山の噴火のように水蒸気噴火でレベル3になることはあり得るのか。想定しておく必要があるのではないか。(浜口 委員)。
- ・ 大きな噴石の飛散範囲が、水蒸気噴火時の想定である 800m を超えて飛散すれば、レベル3に上げる。(仙台管区気象台)。
- ・ 大きな噴石の警戒が必要な範囲は、昨年度までの協議会での検討を基本に考 えている。それ以上の想定を考えるのであれば、本協議会で再度、噴火シナリ オやハザードマップを協議し、変更する必要が生じる(仙台管区気象台)。
- ・ 規模の大きな水蒸気噴火は他火山でも発生しているが、ハザードマップの検 討では、栗駒山における最大規模の水蒸気噴火の実績で想定を決めている。た だし、この規模を絶対に超えないとは言えない。実際の噴火において、想定以 上の事象が観測されれば、水蒸気噴火でもレベル3になることはあり得る(齋 藤委員)。
- ・ 水蒸気噴火におけるレベル想定の件については、ご意見として頂戴する。噴 火警戒レベル(案)については、原案のとおりとすることで良いか(幹事長)。
- 異議なし。

(3) 栗駒山火山避難計画骨子案について

- 資料3により事務局より説明。
- 説明後、質疑応答。

(質疑応答)

- ・ 成瀬ダムが完成すると、融雪型火山泥流の影響範囲が変わると考えられる。 前回の作業部会では、ダム完成後に検討するということであったが、協議会と してどのように対応する予定であるか(秋田県平鹿地域振興局)。
- ・ 協議会として、現時点で影響範囲の再検討を実施することは考えていない。 協議会は今後も継続して開催するものであるため、状況が変わった時点で、必要に応じて協議会を開催し、見直しをかけていくことになる(事務局)。
- ・ 逃げ遅れた登山者のシェルターの一つとしては活用できる(事務局)。
- ・ 情報伝達について、仙台管区から各県に情報が行けば理想的であるが、現実の観測体制を考えると、仙台管区から迅速に情報が発信されないことも考えなくてはならない。最近では、登山者からの情報が SNS 等で地元の機関を通り越してより迅速に発信されることが多い。どのように情報収集するのか(浜口委員)。
- ・ 情報をもとに「判断する」ことが必要になるため、情報は仙台管区に集めることを基本とすべきである。仙台管区では情報を集約するネットワークを構築し始めている。「噴火したもよう」であっても、迅速に県の危機管理部局に伝達することが重要である(齋藤委員)。
- ・ 誰がどのように事象を確認するのか、事前に手順を考えておく必要がある。

例えば、地方気象台が現地やヘリから観察する、もしくは山小屋の人に確認してもらう等。登山者からの情報には事実誤診と思われる不確かな情報が含まれることもあり得る。(浜口委員)。

- ・ 登山者への情報伝達について、「ヤマップ」や「ヤマレコマップ」で事前に位置情報を登録している登山者が3割程度いる。また、携帯電話よりもラジオの方が電波は届きやすい。一関市に関しては、登山者届を手書きの様式で簡単に書いてもらっている。なお、笊森避難小屋については、非常食は備蓄していないため、あくまでも一時的な退避場所として考えてほしい(一関市商業観光課)。
- ・ 浜口委員のご意見は、通常時には原案の伝達系統図で良いが、突発的な場合 には、別の情報ルートが必要になるのではないか、という趣旨か(幹事長)。
- ・ 資料に示されている異常現象等の通報については、災害対策基本法の発見者 通報の義務に基づくものである。気象台では昨年度から、突発的噴火が発生し、 噴火場所が特定できない場合、火口周辺施設等から情報を受けた時には伝達系 統に沿わなくても、仙台管区気象台のデータ監視部局へ電話をいただき、迅速 に噴火速報等を発表できるような取組みを行っている。周辺施設の他に、協議 会の構成員の皆さまにも協力を承諾いただいている。伝達系統としてはこのよ うなルートもある(仙台管区気象台)。

- ・ 避難計画素案の詳細に関しては、後日あらためて文章にて意見照会を掛ける 予定であるため、その際にご意見を頂戴したい(幹事長)。
- ・ 横手市内の融雪型火山泥流に対する避難先について、市と協議して決めているのであれば良いが、あまり現実的ではないのではないか(増田町観光協会)。
- 避難先については案として記載している。市に再確認して設定したい(事務局)。
- ・ レベル5に関しては、噴火発生後にレベル5に上げる事態がないよう仙台管 区にはお願いしたい。また、突発的な噴火については、誰がどのように対応す るのかを、具体的に書き込んでいきたいがどうか(齋藤委員)。
- ・ 命を守るための避難計画をつくるということで、できるだけ具体的に書き込むことは必要である(幹事長)。
- ・ 1998年の岩手山の噴火危機では、事前に臨時観測点の増強などきちんとした 観測体制が前提としてあった。意思決定・判断が重要であるが、気象台が取得 している現在のデータでは判断が難しいと考えている(浜口委員)。
- ・ 噴火のシナリオ通りに避難計画を作成したからと言って、安全であることは 決してないことはご理解いただきたい (齋藤委員)。
- ・ 避難計画骨子案については原案のとおりとし、突発的に噴火した場合の対応 については、より具体的な対応を書き込む方針で進めることで良いか(幹事長)。

異議なし。

(4) その他

- ・ 今週中を目途に、避難計画素案に関する意見照会文書を送付予定である。
- ・ 次回作業部会を 11 月 26 日に、幹事会を 12 月 19 日に、それぞれ盛岡市内に て開催予定である。
- ・ 質疑等、特になし。

以上